

社会福祉法人五城目やまゆり会

女活法・次世代法に基づく一般事業主行動計画

令和 3年 2月 1日策定

年齢・性別を問わず、職員が働きやすい職場環境を整え、それぞれの職員の持つ能力を十分に発揮できるようにすることを目的とし、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1：計画期間内に、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境整備

- 計画期間中に原職復帰のための業務内容や業務体制の見直しを実施

<対 策>

- 令和 4年10月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2：子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施

- 計画期間中に小・中学生を対象とした「子ども参観日」の実施

<対 策>

- 令和 4年 8月～ 小学生対象の「子ども参観日」の実施
- 令和 5年 8月～ 中学生対象の「子ども参観日」の実施

目標3：キャリアアップに向けた研修の受講率を80%以上とする

<対 策>

- 令和 3年 5月～ 若手職員を対象に仕事と家庭の両立を前提としたキャリアイメージ形成のための研修・説明会の実施に向けて立案
- 令和 3年 8月～ 研修・説明会の実施